

申告相談受付日程

【受付期間】2月16日(火)～3月15日(月)

【受付時間】午前9時～11時30分、午後1時～4時

★印の日は午後3時30分まで

月日	対象地区	場所
2月16日(火)	矢納	ステラ神泉 会議室
2月17日(水)	上阿久原	
2月18日(木)	下阿久原	
2月19日(金)	渡瀬(本町・仲町)	
2月22日(月)	渡瀬(上町)★	
2月24日(水)	新宿・二ノ宮	
2月25日(木)	池田・前組	
2月26日(金)	中新里・新里(中・下)	
3月1日(月)	新里(上)	
3月2日(火)	小浜・肥土	

※申告期限間近になると会場が混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。混雑緩和のためにも、なるべく指定日での申告にご協力をお願いします。

税務署の確定申告会場への来場を検討されている方へ

問合せ 本庄税務署 0495-22-2111(代表)

◎e-Taxをご利用ください

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボット(AIによる自動回答システム)でも可能です。わからないことがある場合にもお電話でお尋ねいただけます。

«確定申告などに関するお問合せ»

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

«e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ»

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜(祝日等を除く)・2月21日・28日・3月7日・14日の日曜日…午前9時～午後8時

※3月16日(火)以降のお問合せは、午後5時まで

◎所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

場所 本庄税務署

期間 2月16日(火)から3月15日(月)まで ※土、日及び祝日を除きます。

時間 【相談受付】午前8時30分から午後4時まで 【相談開始】午前9時

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けております。

◎確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

会場内の混雑緩和のため、申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

所得税の確定申告及び町・県民税の申告相談受付

問合せ 税務課 町民税担当 0495-77-2116 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症対策として、来場の際にはマスクを着用し、発熱しているなど体調不良の場合は、無理をせず来場を控えるようお願いします。

また、会場内ではこまめな換気を行います。寒い時期ですので、暖かい服装でお越しください。

なお、申告会場入り口で検温を実施しますので、ご協力をお願いします。

申告が必要な方

令和3年1月1日現在、神川町内に居住している方で、次に該当する方は申告が必要です。

●事業所得(営業や農業)や不動産所得がある方

●給与所得者で次に該当する方

・勤務先から町へ「給与支払報告書」の提出がされていない方(勤務先にてご確認ください。)

・複数の勤務先から給与の支払いを受けている方 ・勤務先で年末調整を済ませていない方

●公的年金受給者で次に該当する方

・生命保険料控除や医療費控除等の申告をする方 ・所得税の還付申告をする方

●雑所得や一時所得などがある方

●収入が無い方で、所得等に関する証明が必要な方

※国民健康保険(16歳以上)、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者及びその世帯主については、収入が無かった場合でも保険税(料)の軽減判定などに必要となりますので、必ず申告をお願いします。

申告に必要なもの

○全員が用意するもの

・個人番号および本人確認できるもの(「マイナンバーカード」や「通知カードと免許証や保険証」など)

○該当する場合に用意するもの

・税務署から送付された申告書や葉書

・源泉徴収票や収支内訳書、支払調書など前年の収入がわかるもの

・健康保険や国民年金など社会保険料の支払証明書

・生命保険料、地震保険料などの支払証明書

・障害者控除を受ける方は障害者手帳や療育手帳等

(要介護認定者で障害者控除を受ける場合は、保健健康課で発行する障害者控除対象者認定書)

・医療費控除又は医療費控除の特例を受ける方は医療費等をまとめた明細書

(インフルエンザの予防接種費やマスクの購入費用等は控除の対象となりません)

・控除対象の配偶者や扶養親族がいる方はその方の所得及び個人番号がわかるもの

・住宅取得控除を受ける方は年末残高証明書および給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

・所得税の還付申告の場合は預金通帳など振込先の分かるもの(本人名義のもの)

・寄附金控除(ふるさと納税等)を受ける方は寄附した団体から交付された寄附金の受領書など

・その他、申告に必要と思われるもの

町の申告会場では受けられない申告内容

次の内容の確定申告は町の申告会場ではお受けできません。税務署で申告をお願いします。

・青色申告 ・分離課税の申告(上場株式等の配当や譲渡所得、土地建物の譲渡所得など)

・先物取引に係る雑所得の申告 ・住宅借入金等特別控除の初回申告

・雑損控除の申告 ・外国税額控除の申告 ・過年分の申告 ・消費税の申告

※上記以外でも、税務署での申告をお願いする場合がありますのでご了承ください。